

国民健康保険・後期高齢者医療制度 からのお知らせ

高額療養費の自己負担限度額が変更されます

高額療養費の自己負担限度額が、平成30年8月から次のとおり変更されます。

平成30年7月まで

区分	1か月の自己負担限度額(※1)	
	外来 [個人単位]	外来+入院 [世帯単位]
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% (4回目以降 44,400円)
一般	14,000円※2	57,600円 (4回目以降 44,400円)
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

平成30年8月から

区分	1か月の自己負担限度額(※1)	
	外来 [個人単位]	外来+入院 [世帯単位]
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% (4回目以降 140,100円)
	課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% (4回目以降 93,000円)
	課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% (4回目以降 44,400円)
一般	18,000円※2	57,600円 (4回目以降 44,400円)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

※1：月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより後期高齢者医療制度に加入する方(障害認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が国民健康保険・後期高齢者医療でそれぞれ1/2に調整されます。

※2：1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

問い合わせ先

- 国保制度について
- 後期高齢者医療制度について

- ・住民生活課国民健康保険係
- ・北海道後期高齢者医療広域連合
- ・住民生活課国民健康保険係

- ☎0137-62-2112
- ☎011-290-5601
- ☎0137-62-2112

国民健康保険証が 更新されます

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は、7月31日までとなっております。新しい保険証は、簡易書留郵便にて7月中旬〜下旬に郵送します。

配達時にご不在の場合は、7月31日まで郵便局に保管されますので、時間帯指定再配達などをご利用のうえ、お受け取りください(8月1日以降は、熊石総合支所、落部支所、住民生活課国民健康保険係でお預かりしています)。また、現在お使いの保険証は、有効期限(平成30年7月31日)が過ぎましたら、破棄してください。

今回から保険証の様式が変更となります。詳細は新しい保険証に同封しているお知らせをご覧ください。

※国保税が未納となっている世帯については、保険証は郵送されません。近日中に更新手続についての案内を送付しますので、案内に従って更新してください。

【問い合わせ先】

☎ 0137-62-2111
住民生活課国民健康保険係